

育児関連休暇の拡充について

～育児関連休暇を「ファミリーサポート休暇」として孫の育児目的でも利用できる制度に改定～

南都銀行（頭取 橋本 隆史）は、平成29年10月1日付けで育児関連休暇を拡充します。

当行は、育児と仕事の両立を目指すすべての従業員が働きやすい体制の整備を進めていますが、本年10月に実施される「育児・介護休業法」の改正に伴い「育児休職」の取得可能期間を2年間に延長することに加え、当行独自の取組みとして、子だけでなく孫の育児に携わる従業員も利用できる「ファミリーサポート休暇」を制定（既存の「配偶者出産休暇」の取得対象範囲を拡大のうえ改称）し、幅広い年代層の従業員が育児と仕事を両立できる制度に見直します。

今後もすべての従業員が仕事と家庭生活のクオリティを高め、「やりがい」「生きがい」「働きがい」を持って生き活きと働ける職場を実現し、組織の生産性向上とさらなるES向上を図るため、早帰りや休暇の取得促進等による「ワークライフバランスの充実」や多様な働き方に向けた態勢整備等による「ダイバーシティの推進」に取り組んでまいります。

概要は以下のとおりです。

<「育児休職」取得可能期間の改定>

| | 改定前 | 改定後 |
|-----|---------------|------------|
| 期 間 | 子が1歳6か月に達するまで | 子が2歳に達するまで |

<「ファミリーサポート休暇」の改定>

| | 改定前 | 改定後 |
|-----|--------------------|--|
| 制度名 | 配偶者出産休暇 | ファミリーサポート休暇 |
| 対象者 | 配偶者が出産した者 | 以下の家族が出産した者 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 子の配偶者 |
| 期 間 | 子が出生した日が属する月の翌月末まで | 子または孫が満6か月になる日が属する月の月末まで |
| 回 数 | 連続5日間を上限に1回 | 連続5日間を上限に1回 |

【本件に関するお問合せ先】 人事部 みやけ おかの 三宅・岡野 TEL 0742-27-1563